

# グローバル補助金：奨学金について



ロータリー財団は、グローバル補助金ならびに地区補助金<sup>1</sup>を通じて奨学金を提供しますが、この補遺では、グローバル補助金の奨学金について説明しています。グローバル補助金奨学生は、6つの重点分野のいずれかに合ったキャリアを目指し、大学院レベルでの研究目標も、それに沿ったものでなければなりません。以下の表は、新しい補助金構成における奨学金と国際親善奨学金を比較したものです。地区補助金の奨学金に関する詳細は、地区ロータリー財団委員会にお問い合わせいただくか、「地区ロータリー財団委員会要覧」をご参照ください。

## 奨学金比較表

	国際親善奨学金	グローバル補助金奨学金	地区補助金奨学金
授与金額	25,000 米ドル	30,000 米ドル以上	制限なし
調達方法	一括金額で、地区が DDF の配分によって全額を負担	クラブや地区が DDF を配分または現金を寄付。DDF の場合は WF (国際財団活動資金) から 100% (同額) が上乗せ、現金の場合は 50% (半額) が上乗せされる	地区は DDF から資金を調達し、奨学金を提供。奨学生の学業レベル、学業期間、教育機関の所在地 (地元・海外) の制限なし
申請書	ダウンロードで入手可能。 <a href="#">ロータリー・クラブ</a> に提出	<a href="#">ダウンロードで入手可能。ロータリー・クラブ</a> に提出	提唱ロータリアンが決定。詳しい情報は、地元の <a href="#">クラブ</a> または <a href="#">地区</a> に問い合わせる
<b>受領条件</b>			
重点分野の適合性	なし	あり。研究は、 <a href="#">6つの重点分野</a> に沿ったものでなければならない	なし
海外の教育機関である必要性	あり	あり	なし。奨学金は地元と海外の機関いずれにも利用できる
受入側カウンセラーおよび受入クラブの必要性	あり	あり	なし。希望があれば、提唱ロータリアンが独自に手配できる

<sup>1</sup> 新しい補助金構成の下での地区補助金 (District Grant) は、従来の「地区補助金 (DSG = District Simplified Grant)」とは異なることにご注意ください。新しい補助金構成への移行にあたり、従来の地区補助金と区別するために「新地区補助金」と呼ばれることもあります。なお、従来の地区補助金は、2013 年 6 月末をもって漸次廃止となります。

	国際親善奨学金	グローバル補助金奨学金	地区補助金奨学金
出発前に提出が必要な書類	<p>奨学生は財団の奨学金担当部に以下の書類を出発前に提出:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 奨学金受諾書</li> <li>● 履歴書／宿泊に関する書式</li> <li>● 入学許可書</li> <li>● 語学テストのスコア(必要な場合)</li> <li>● 保険加入証明書</li> <li>● 健康診断書</li> <li>● パスポートのコピー</li> <li>● ビザのコピー</li> <li>● 旅行選択書式(選択1、2または3)</li> <li>● 旅行日程表のコピー</li> <li>● 電子送金用銀行書式</li> </ul>	<p>奨学生は提唱ロータリアンに以下の書類を提出:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 入学を証明するもの</li> <li>● 財団の要件を満たした保険に加入したことを証明するもの</li> </ul>	<p>提唱ロータリアンが決定</p>
ロータリー・クラブでのスピーチの義務	<p>あり</p> <p>出発前:援助国側(派遣)クラブで1回</p> <p>奨学金留学中:10~15名のロータリアン/ロータリアン以外の聴衆に対するスピーチ</p> <p>帰国後:8~10名のロータリアン/ロータリアン以外の聴衆に対するスピーチ</p>	<p>援助国側(派遣側)と実施国側(受入側)の双方の提唱者によって決定</p>	<p><a href="#">援助国側(派遣側)と実施国側(受入側)の双方の提唱者</a>によって決定</p>
報告書の提出義務	<p>あり。奨学金コーディネーターへ提出。第1回:学業年度の半ば、第2回:留学終了時</p>	<p>あり。提唱ロータリアンへ提出。第1回:1回目の支払いを受領した12カ月以内。それ以降は、奨学金受領期間中、12カ月に1度提出。最終報告書は、奨学金終了後2カ月以内に提出。75米ドル以上の経費が発生した場合は、<a href="#">報告書式</a>と共に領収書を合わせて提出</p>	<p>あり。提唱地区のロータリアンへ提出。地区による報告のため、75米ドル以上の経費が発生した場合は領収書を提出。その他の要件は地区によって決定</p>
申請時に大学から入学許可が下りている必要性	<p>なし。財団の奨学金担当部が留学機関を決定。奨学生はその後、入学許可を得る責任がある</p>	<p>あり。奨学生は、奨学金の申請書を提出する段階で、大学からの入学許可を得ていなければならない</p>	<p>提唱ロータリアンが決定</p>
奨学金の管理	<p>財団の奨学金担当部が奨学金の支払いを担当</p>	<p>クラブ/地区が奨学金の支払いを担当</p>	<p>クラブ/地区が奨学金の支払いを担当。地区補助金では、受入地区がカウンセラーや支援を提供する義務はないため、状況に応じて対応</p>
就学期間と学業レベル	<p>大学または大学院レベルで1学業年度</p>	<p>大学院レベルで1~4学業年度</p>	<p>提唱ロータリアンが決定</p>

	国際親善奨学金	グローバル補助金奨学金	地区補助金奨学金
出発前オリエンテーション実施の必要性	あり。奨学金を授与する地区や地域から奨学生が出発する場合	あり。奨学生は、財団のオンラインによるオリエンテーションまたは出発前オリエンテーションに参加しなければならない。どちらに参加するかは提唱ロータリアンが決定	あり。提唱ロータリアンがオリエンテーションの実施方法を決定
語学能力の証明	あり。留学する国の言語能力の証明を提出。語学試験を受験する必要あり	あり。留学する国の言語能力の証明を提出(例外もあるため、補助金コーディネーターに確認のこと)	提唱ロータリアンが決定
制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>留学する国に、以前1年以上居住または留学した経験がないこと</li> <li>以前留学したことのある機関には留学できない</li> <li>最低2年の大学レベルでの教育が終了していること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究内容と職業目標が重点分野に沿っていること</li> <li>研究プログラムは大学院レベルであることが必須</li> <li>すでに開始している研究活動に対し奨学金は利用できない</li> <li>受入側地区内に居住しなければならない</li> </ul>	提唱ロータリアンが決定
奨学生への財団コーディネーターからの支援	あり	あり	なし。奨学生に関するあらゆる連絡は、クラブや地区の責任で行われる

グローバル補助金奨学金は、大規模なプロジェクトの一部としても実施できます(例:奨学金+人道的プロジェクトなど)

## スケジュール

グローバル補助金奨学金の提案書と申請書は、年間を通じて受け付けられます。財団が申請書の審査と手続きに十分な時間を取れるよう、少なくとも留学が始まる3カ月前までに、申請書と支払いに関する情報を提出する必要があります。

申請者は、申請書を提出する際に、入学許可を証明する書類を提出しなければなりません。また、DDFは、申請書が承認されたロータリー年度に差し引かれます。

提案書と申請書は、十分な時間の余裕を持って行ってください。これらを提出した後にも、追加書類が必要となる場合や、財団から質問を受ける場合があります。申請手続きの間、協同提唱者と連絡を密に取り合い、受入側クラブや地区が参加資格の認定を維持しているかどうかを確認してください。

## **資格条件を満たした候補者を探し、面接を行う**

グローバル補助金の奨学生は、重点分野に関わるキャリア目標を持ち、大学院での研究は、このキャリア目標に沿ったものでなければなりません。資格条件を満たした候補者を探すには、地元の大学と協力するとよいでしょう(例: 水工学科を優秀な成績で卒業し、同じ分野での大学院での研究を希望している学生を紹介してもらい、重点分野の研究のために大学院への入学許可を得た学生がいる場合にクラブに連絡してもらい、など)。

奨学生は、将来的に重点分野に関わるキャリアを目指し、測定可能で持続可能な変化を助長する人材でなければなりません。従って、奨学金の候補者が重点分野を長期的に支えていくような人材であることを確認する必要があります。詳しくは、「重点分野の基本方針」の目的と目標をご覧ください。

面接では、候補者に以下の要素が伴っているかどうかを判断しましょう。

- 優れたリーダーシップのスキルと有望性
- 優れた学業成績または職業上の業績
- 地域奉仕に対する献身
- 明確で現実的な目標
- 自分が選択した職業分野でどのように活躍していきたいか(具体的に)
- 奨学金が終了した後も、ロータリーと生涯関係を保ち続けることを誠実に望んでいるかどうか

## **提唱者の役割と責務**

提唱する候補者を選考したら、補助金の提案書と申請書の準備を始めます。この補遺の最後にある表を参考に、手続きの流れや提唱者の役割と責務に関する情報をご確認ください。

## **オリエンテーション**

グローバル補助金の奨学生は、出発前オリエンテーションに参加することが義務付けられています。地域別の奨学生オリエンテーション・セミナーまたはクラブや地区が実施するオリエンテーションに参加するか、自主的にオンラインのオリエンテーション(ロータリー財団が作成したプレゼンテーション)を利用することができます。

### **地域別の奨学生オリエンテーション・セミナー**

地域別のグローバル補助金奨学生オリエンテーション・セミナーのリストは、随時更新され、[RIのウェブサイト](#)からご覧いただけます。奨学生をこのオリエンテーションに参加させたい場合は、リストに掲載されている主催者に連絡してください。

### **地区が実施するオリエンテーション**

地区が独自にオリエンテーションを実施する場合は、地区補助金コーディネーターに連絡を取り、資料を請求してください。地域オリエンテーション・セミナーの主催者も、支援やアドバイスを提供してくれるでしょう。

## クラブが実施するオリエンテーション

クラブが独自にオリエンテーションを実施することもできますが、地域または地区によるオリエンテーションと同じ内容を扱う必要があります(長さや形式は同じである必要はありません)。セミナーの資料については、地区補助金コーディネーターに連絡してください。

## オンラインによるオリエンテーション

[オンラインによるオリエンテーション](#)は、直接オリエンテーションに参加できない奨学生が利用できるものです。これは、30分程度のプレゼンテーションとなっており、以下の情報が含まれています。

- ロータリー財団グローバル補助金
- 奨学生の責務
- 報告
- 渡航中に注意すること
- 不適切な行為および性的嫌がらせ(セクシャルハラスメント)

すべての奨学生が出発前にこのオンラインのオリエンテーションを終了することが求められています。プレゼンテーションへのリンクは、グローバル補助金奨学生の受諾パッケージに含まれています。

ロータリアンと奨学生の両方を守るため、財団ではオリエンテーションの中に性的嫌がらせ(セクシャルハラスメント)に関する項目を含めるよう義務付けています。危機管理に関する手引きは、財団の職員からお取り寄せください。手引きおよび性的嫌がらせ(セクシャルハラスメント)に関するロータリーの方針に目を通しておくことをお勧めします。

## 性的嫌がらせおよび虐待に関するロータリー財団章典

### 7.080. 性的虐待およびハラスメント防止

すべてのロータリアン、クラブ、地区は国際ロータリーによって定められた指針、ならびにロータリー財団管理委員会によって定められた以下の指針に従うべきものとされる。

1. ロータリー財団は、性的虐待およびハラスメントに対して、いかなる違反も法規適用する方針（ゼロ容認方針）を有する。
2. 性的虐待あるいはハラスメントの申し立てがあった場合には、第三者による、徹底した調査が行われなければならない。
3. 性的虐待あるいはハラスメントの申し立ての被疑者となったロータリー財団プログラムに関与するいかなる成人も、問題が解決するまでは、ロータリー財団プログラム参加者との接触を一切絶たなければならない。
4. 虐待のいかなる申し立ても、いかなる違反も法規適用するロータリー財団の方針（ゼロ容認）に則り、即刻、適切な法執行機関（警察等）に報告されなければならない。
5. ロータリー章典では、性的ハラスメントに関与したと認められた会員とロータリー・クラブに関する方針を定めている。性的虐待またはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪を宣告され、あるいはそれに関与したと認められたいかなるロータリアン以外の人は、ロータリーに関連して行われるロータリー財団のプログラムに携わることを禁じられる。
6. 性的虐待あるいはハラスメントの申し立ての調査で結論が導き出されなかった場合、ロータリー財団プログラム参加者の安全および被告発者の保護のため、当人が将来関わるロータリー財団参加者を守るべく、さらなる保護措置が講じられなければならない。性的虐待あるいはハラスメントの申し立てが引き続き寄せられた場合、その成人は、ロータリーに関連して行われるロータリー財団プログラムへの関与を、永久的に禁じられるものとする。刑事上の罪あるいは民事上の罪にかかわらず、当該成人の存在は当組織の批判を損なうものとなり、ロータリー財団プログラム参加者にとって有害となる可能性がある。これはまた、他のロータリー財団プログラム参加者からの他の告発から当該成人を守ることにもなる。罪を問われ、後に嫌疑が晴れた当人は、ロータリー財団プログラムへの参加への復帰を申請することができる。復帰は権利ではなく、元の活動に復帰できるという保証はない。
7. 事務総長は、地区がこれらの方針を順守していないと判断した場合、この地区に方針の順守を要請するための手段を講じる（2005年4月管理委員会会合決定第118号）。

## 奨学生からの報告に関する要件

奨学生は、奨学金留学中、12カ月ごとに[報告書](#)を提出することが義務付けられています（留学が12カ月以内の場合は、終了時に提唱ロータリアンに報告書を提出することが義務付けられています）。

報告書では、奨学生の学業／研究成果とその重点分野との関連性、ロータリーと地域社会への関与などが説明されていなければなりません。また、75米ドル以上の領収書を含めた収支報告書も提出する必要があります。

奨学生はまた、報告書のまとめの部分を、実施国側(受入側)提唱者の言語(奨学生の母国語と異なる場合)でも記入します。

## 奨学金終了後

奨学金期間が終了しても、ロータリーと奨学生との関係が終わるわけではありません。奨学金終了後も、奨学生の最新の連絡先を保管し、例会や地区大会に招待し、スピーチをしてもらいましょう。

## 奨学金における予算の指針(例)

### 奨学金承認後／出発前

- パスポート／ビザ
  - 承認される経費:パスポートやビザの取得料
- 予防接種
  - 承認される経費:予防接種費用
  - 承認されない経費:医者診察
- 医療保険
  - 承認される経費:奨学金期間をカバーする総合的な国際医療保険(補助金の授与と受諾の条件に記載されている通り)
  - 承認されない経費:旅行保険
- 旅費については、補助金の授与と受諾の条件に記載されている通り

### 奨学金期間中

- 学用品
  - 承認される経費:本、ワークブック、コンピューターなど
- 授業料
- 宿泊費
- 生活用品
- 交通費
- 学業や研究に関連する旅行

### その他の承認されない経費

- 申請書が承認される前に発生した経費(申請費、語学試験費用など)
- 以下の物品の購入
  - 家具
  - 車
  - 自転車
- 衣類
- 配偶者や被扶養者にかかる経費
- 奨学金期間中の自国における家賃や住居費
- 奨学金受領によって発生する税金
- 医療費(歯科治療を含む)
- 交際費
- 個人的な旅行

- ロータリー行事に関する費用

留意事項:個人的な事柄に関連する費用や雑費の大半は、奨学金資金で賄うことができませんのでご留意ください。

明らかに奨学金によって賄われるべきでない項目(アルコール購入費など)を奨学生が経費として提出してきた場合には、奨学生に直接連絡してください。



	援助国側(派遣側)提唱者	実施国側(受入側)提唱者	受入側カウンセラー
候補者の選出後	奨学生に補助金の「授与と受諾の条件」を提供する		
	受入側提唱者と受入側カウンセラーを任命する(受入地区のガバナーまたは地区財団委員長に連絡する)		
	提唱者:この時点までで奨学生から提出されるべき書類がすべて提出されているかどうかを確認		
	提唱者:海外の提唱者との協同に合意し、代表連絡担当者を任命する		
申請書の提出	奨学生に、財団から追加資料提出の要請がある可能性を伝える。申請書を会員アクセスを通じて提出する	奨学生の受入側カウンセラーを任命する	申請者と連絡を取る
	奨学金で賄われる予算と個人的予算を立てるのを支援する		生活費の予算について申請者にアドバイスする
	提唱者:支払いに関する詳細を決定 (どちらの提唱者が資金を受領するか、奨学生に何回に分けて支払いを行うかなど)		
申請書の承認後	<ul style="list-style-type: none"> <li>奨学生に、支払いや報告書提出のスケジュールを伝える</li> <li>承認された予算を奨学生に伝える</li> </ul>		
	提唱者:支払い計画を決定し、オンラインで支払い手続きを完了		
	奨学生に奨学金を送金する		
	出発前オリエンテーションを実施する		

奨学生の 現地到着後			奨学生を出迎える(空港、駅、またはその他の到着地点)
		奨学生に地区別・地域別のオリエンテーション(実施する場合)に参加してもらう	
奨学生の 学業開始	奨学生と定期的に連絡を取る		奨学生を例会や地区大会に招待する。また、ロータリアンには、奨学生を温かく迎えるよう奨励する
	懸念や問題があれば受入側カウンセラーやクラブに相談するよう奨励する		オープンなコミュニケーションを心がけ、奨学生にできる限りの支援を提供する
	奨学金が12カ月以上の場合: <ul style="list-style-type: none"> <li>● 中間報告書を提出してもらい、ロータリー財団に送付する</li> <li>● 75米ドル以上の領収書をクラブの記録のための提出してもらう</li> </ul>		
奨学金 終了後	奨学生が最終報告書(領収書を含む)を提出したことを確認する		奨学生と直接会い、奨学金終了時に必要なすべての事柄が完了していることを確認する
	地区内クラブにおけるスピーチの機会を手配する		奨学生を例会に招待し、最後のスピーチをしてもらう
	クラブ同士の関係を保ち、奨学生の最新連絡先を保管する		奨学金終了後の計画を立て、奨学生から最新の連絡先を得る
	奨学生に、ロータリー財団学友活動に参加するよう奨励する		